

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年7月8日提出
【計算期間】	第1期（自 2024年12月4日 至 2025年4月8日）
【ファンド名】	One ETF FTSE・サウジアラビア・インデックス
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 杉原 規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	積木 利浩
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	03-6774-5100
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

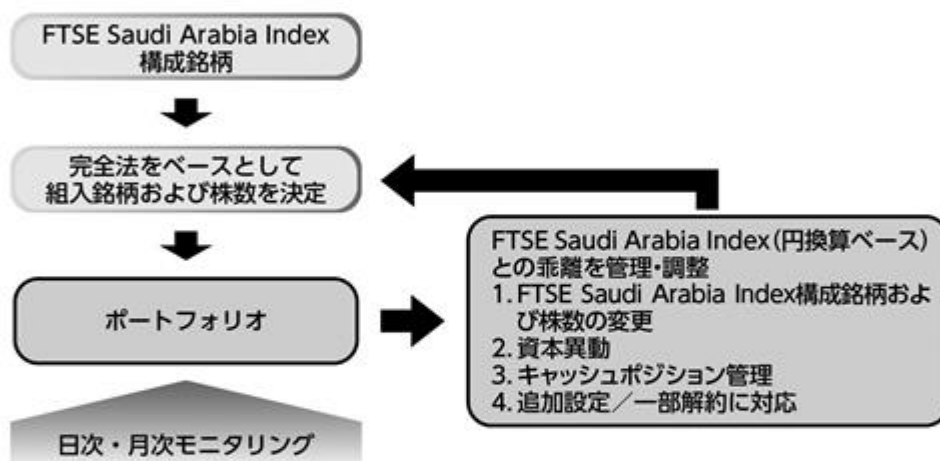
（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①当ファンドは、FTSE Saudi Arabia Index（円換算ベース）（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。
- ②当ファンドの信託金限度額は、5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 FTSE Saudi Arabia Index(円換算ベース)(以下「対象指数」という場合があります。)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式に対する投資として運用を行います。
 - 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の株数の比率を維持することを原則とします。
- ※信託財産で保有する株式の貸付取引を行う場合があります。



- ・対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ・対象指数に連動する投資成果をめざすため、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。また、上場投資信託証券等に投資する場合があります。

FTSE Saudi Arabia Indexとは

FTSE Saudi Arabia Indexは、サウジアラビア株式の大型株銘柄および中型株銘柄で構成され、浮動株と外国人保有制限のどちらか低い金額に基づき算出される時価総額加重型の指数です。FTSE International Limitedが2012年6月15日を基準値1,000として算出・公表するものです。構成銘柄の定期見直しは原則として年2回(3月、9月)行われます。

2 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 当ファンドの受益権は東京証券取引所に上場され、市場価格で売買することができます。
 - ・売買単位は1口単位です。
 - ・取引方法は原則として株式と同様です。
 - ・売買手数料等詳しくは第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

3 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

■ 分配方針

年2回の決算時(毎年4月、10月の各8日)に収益分配を行います。

分配金額は、経費控除後の配当等収益の全額を原則とします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

指数の著作権等

The One ETF FTSE Saudi Arabia Index (the "Fund") has been developed solely by Asset Management One Co., Ltd.. The "Fund" is not in any way connected to or sponsored, endorsed, sold or promoted by the London Stock Exchange Group plc and its group undertakings (collectively, the "LSE Group"). FTSE Russell is a trading name of certain of the LSE Group companies.

All rights in the FTSE Saudi Arabia Index (the "Index") vest in the relevant LSE Group company which owns the Index. "FTSE®" is a trade mark of the relevant LSE Group company and is used by any other LSE Group company under license.

The Index is calculated by or on behalf of FTSE International Limited or its affiliate, agent or partner. The LSE Group does not accept any liability whatsoever to any person arising out of (a) the use of, reliance on or any error in the Index or (b) investment in or operation of the Fund. The LSE Group makes no claim, prediction, warranty or representation either as to the results to be obtained from the Fund or the suitability of the Index for the purpose to which it is being put by Asset Management One Co., Ltd..

One ETF FTSE・サウジアラビア・インデックス(以下、「当ファンド」)は、アセットマネジメントOne株式会社によって独自に組成されています。当ファンドは、London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業(総称して「LSEグループ」)とはいかなる形でも関係せず、またLSEグループにより、出資、保証、販売、または販売促進されるものではありません。FTSE Russellは、LSEグループの特定の企業が有する商号です。

FTSE Saudi Arabia Index(以下、「当該インデックス」)に関する全ての権利は、当該インデックスを所有するLSEグループの関連する企業に帰属します。「FTSE®」はLSEグループの関連する企業の商標であり、ライセンスを受けて他のLSEグループの企業にも使用されています。

当該インデックスは、FTSE International Limitedもしくはその関連会社、代行業者、パートナー企業により算出されます。LSEグループは、何人に対しても(a)指数の使用、依拠、あるいは当該インデックスにおける誤謬、または(b)当ファンドへの投資もしくは運営に起因する責任を一切負いません。LSEグループは、当ファンドから得られる結果やアセットマネジメントOne株式会社が課す当ファンドの目的に対する当該インデックスの適合性について、いかなる主張、予測、保証または表明も行いません。

＜商品分類＞

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型	内外	不動産投信		
		その他資産 ()	ET F	特殊型
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ET F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本		日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	あり ()	TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米	なし	その他 (FTSE Saudi Arabia Index (円換算ベー ス))
その他資産 ()		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注1) 「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注2) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

株 式 一 般	大型株、中小型株の属性にあてはまらない全てのものをいう。
年 2 回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
中 近 東 （ 中 東 ）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為 替 ヘ ッ ジ な し	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
そ の 他 (FTSE Saudi Arabia Index (円換算ベー ス))	日経225またはT O P I Xにあてはまらない全てのものをいう。 (対象インデックスはFTSE Saudi Arabia Index (円換算ベース)とする)

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

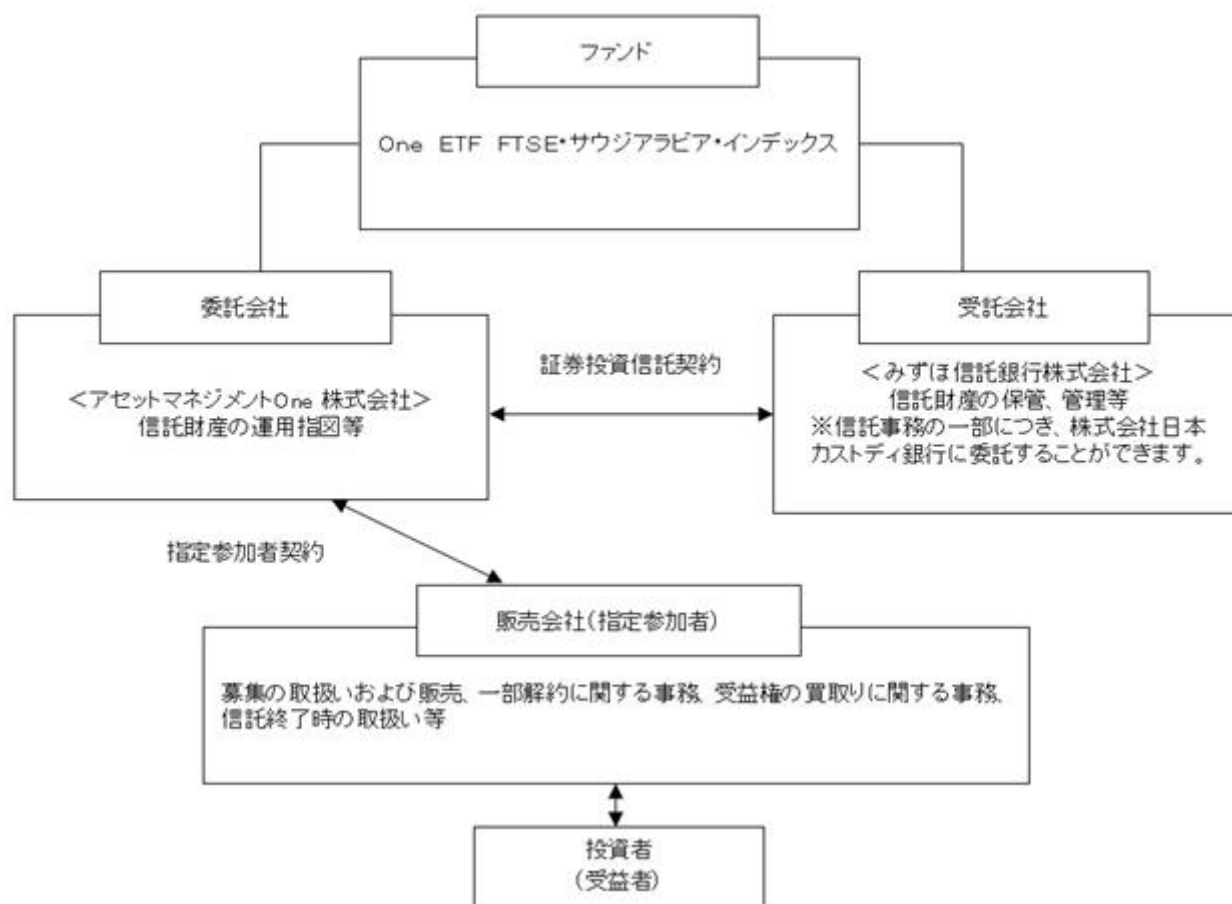
（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

（２）【ファンドの沿革】

2024年12月4日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

2024年12月12日 ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

（３）【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結します。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「指定参加者契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、指定参加者契約を締結します。

募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱いにかかる事務の内容等が定められています。

○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2025年4月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2025年4月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ^{※1}	70.0% ^{※2}
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ^{※2}

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、以下に掲げる運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

1. サウジアラビアの金融商品取引所に上場する株式^{*}（上場予定を含みます。）を主要投資対象とします。また、上場投資信託証券等に投資する場合があります。

^{*}D R（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

2. 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をFTSE Saudi Arabia Index（円換算ベース）の変動率に一致させることを目的として、FTSE Saudi Arabia Indexに採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式に対する投資として運用を行います。
3. 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、FTSE Saudi Arabia Index（円換算ベース）における個別銘柄の株数の比率を維持することを原則とします。なお、FTSE Saudi Arabia Indexから除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
4. 2.の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に株価指数先物取引を行うことができます。また、上場投資信託証券等に投資する場合があります。
5. 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
6. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
7. 株式への投資割合には、制限を設けません。
8. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
9. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等（不動産投資信託証券については、予定を含みます。）され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
10. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
11. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
12. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

当ファンドが対象指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、前記ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>をご参照ください。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第18条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②運用の指図範囲等（約款第19条第1項）

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証券

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8.協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10.コマーシャル・ペーパー

11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～11.の証券または証書の性質を有するもの

13.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、次の15.で定めるものを除きます。）

15.投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

16.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

18.預託証券または預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19.外国法人が発行する譲渡性預金証書

20.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに15.の証券ならびに12.および18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

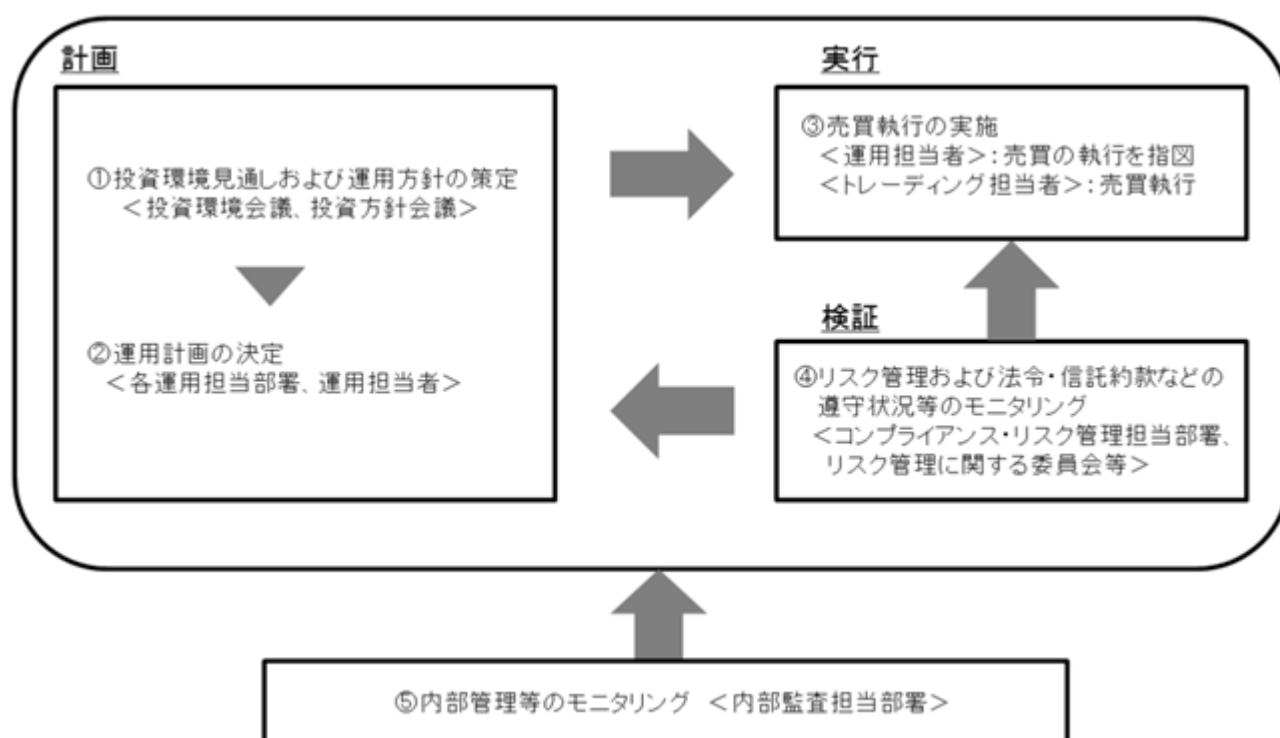
③運用の指図範囲等（約款第19条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～80人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

１ 収益分配方針

毎決算時（毎年4月、10月の各8日）に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

経費控除後の配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。

ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

２ 収益分配方式

(1)信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、諸費用および監査費用等ならびに当該諸費用および監査費用等にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。また、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用および監査費用等ならびに当該諸費用および監査費用等にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

(2)毎計算期末に信託財産から生じた1. に掲げる利益の合計額は、2. に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

1.有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金

2.有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金

３ 収益分配金の支払い

(1)収益分配金は、計算期間終了日現在において、受益者名簿に名義登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。

(2)受託会社は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

(3)上記(1)に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式または同日から分配金額収証等により行うものとします。なお、名義登録受益者が金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

（５）【投資制限】

- ①株式への投資割合には、制限を設けません。（約款第21条）
- ②外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。（約款第21条）
- ③委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等（不動産投資信託証券については、予定を含みます。）され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。（約款第21条）
- ④デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。（約款第21条）
- ⑤外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。（約款第21条）
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款第21条）
- ⑦投資する株式等の範囲（約款第23条）
 - 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑧信用取引の指図範囲（約款第24条）
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

- 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨先物取引等の運用指図（約款第25条）

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2)委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用している額（以下2.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑩スワップ取引の運用指図（約款第26条）

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第27条）

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下4)において同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑫デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第28条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬有価証券の貸付の指図および範囲（約款第29条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1)1.2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭公社債の空売りの指図および範囲（約款第30条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑮公社債の借入れの指図および範囲（約款第31条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 上記1)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4) 上記1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑯特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第32条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰外国為替予約取引の指図（約款第33条）

1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

2) 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑱資金の借入れ（約款第39条）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑲同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。また、新興国の株式は、一般に先進国株式に比べ株価変動が大きくなる傾向があるため、基準価額が大きく下落する場合があります。

○為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

○カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また、取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となる場合があります。当ファンドが投資を行う株式や通貨の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々の規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

当ファンドはサウジアラビアの株式に投資しますが、一般にサウジアラビア株式市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、株式市場制度において特有の規制が存在する他、様々な地政学的問題などから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。新興国の株式に投資する場合、先進国の株式に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

<サウジアラビア株式投資におけるリスクおよび留意点について>

サウジアラビアの証券市場については、QFI（適格外国人投資家）制度^{*}など資本取引に対して制限が設けられており、サウジアラビア政府当局の政策の変更等により、現在の資本規制が今後変更される可能性があります。例えば、適格外国人投資家によるサウジアラビア株式の保有制限や投資の禁止に関する規則の変更や、サウジアラビア国内の投資家保護もしくは資本市場の機能の確保などの観点から適格外国人投資家に与えられた資格の一時停止や取り消しなどにより、当ファンドが掲げるファンドの目的の実現をめざした運用が困難となる場合があります。

*QFI（適格外国人投資家）制度とは、サウジアラビア資本市場庁（CMA）の定める規則に基づき資格を得た外国人投資家に対し、サウジアラビア国内の証券市場への投資を認める制度です。

※サウジアラビア株式投資におけるリスクおよび留意点につきましては、主なリスク等について説明したものであり、すべてのリスク等を網羅したものではありません。

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドは、基準価額が対象指数と連動する投資成果をめざしますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。
 - ・対象指数の構成銘柄について、指数の算出方法どおりの評価価格若しくは構成銘柄異動のタイミングで取引できない場合があること
 - ・当ファンドと対象指数の個別銘柄毎の構成比率が完全に一致しないこと
 - ・追加設定時、または組入銘柄の配当金や権利処理等によって、信託財産に現金が発生すること
 - ・先物を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
 - ・信託報酬等のコスト負担があること

- 当ファンドの市場価格は、取引所における需給のバランスや売買高の状況、各種取引規制、投資対象市場と当ファンドの取引市場の時差または取引日の相違等の影響を受けることにより、基準価額から乖離することがあります。特に、当ファンドはサウジアラビアの金融商品取引所で取引される株式に投資しますので、サウジアラビアにおける休日等の影響で購入・換金の申込不可日が多くなっており、裁定が入りにくいことによる乖離のリスクが高まりやすい傾向にあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。
- 当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、信託契約締結日より3年を経過した日以降において受益権口数が20万口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、信託を終了（繰上償還）する場合があります。
- 委託会社は、信託期間中において下記1.から3.に該当することとなった場合は、受託会社と合意のうえ、信託を終了（繰上償還）させます。
 - 1.受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 - 2.FTSE Saudi Arabia Indexが廃止された場合
 - 3.FTSE Saudi Arabia Indexの計算方法の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合なお、1.に掲げる事由により信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了（繰上償還）するための手続きを開始するものとします。

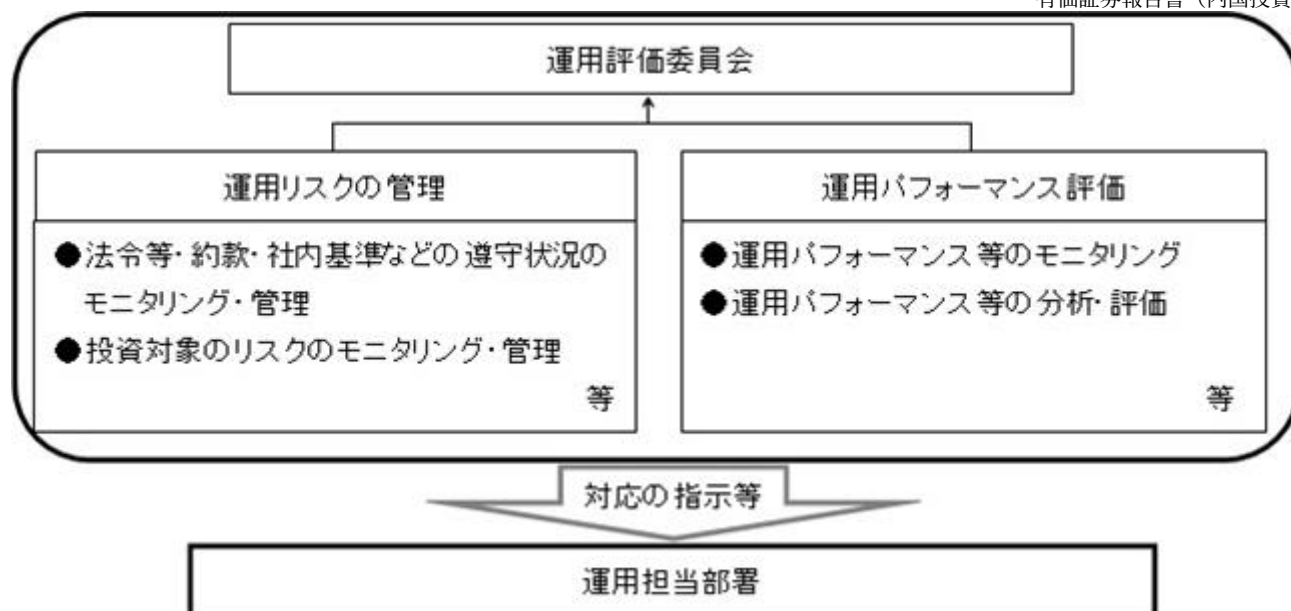
○注意事項

- ・当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

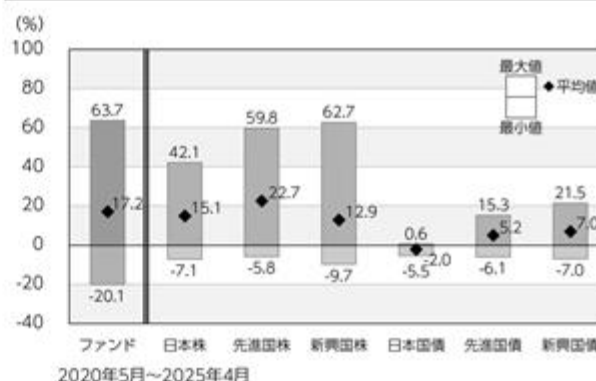
※リスク管理体制は2025年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率がない期間については、連動する投資成果を目指す対象指数の年間騰落率を表示しており、ファンドの実績ではありません。

*対象指数算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。

*ファンドの対象指数はFTSE Saudi Arabia Index(円換算ベース)です。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*ファンドは2025年4月末現在、設定後1年を経過していないため、ファンドの年間騰落率に代えて対象指数の年間騰落率を用いて算出・表示しています。

*対象指数算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定める額とします。

※消費税等相当額がかかります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

販売会社が定める額とします。

また、受益権の買取りを行う際の買取り手数料についても販売会社が定める額とします。

※消費税等相当額がかかります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

換金（買取り）手数料は、換金または受益権の買取りに関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、以下により計算される①と②の合計額とします。

①ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.319%（税抜0.29%）以内の率^{*}を乗じて得た額

※2025年7月8日現在は、年率0.319%（税抜0.29%）になります。配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.25%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
受託会社	年率0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行、名義登録事務・分配金および償還金支払関係事務等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

②株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%（税抜50%）未満の率^{*}を乗じて得た額

※2025年7月8日現在は、品貸料の49.5%（税抜45%）以内になります。この率を乗じて得た額につき、委託会社と受託会社で折半します。

品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取ります。

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

○信託財産留保額

ありません。

○その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- ③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ④受益権の上場にかかる費用（上場審査料（55万円（税抜50万円））、新規上場料（新規上場時の純資産総額に対して0.00825%（税抜0.0075%））、年間上場料（毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜0.0075%））、追加上場料（追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して0.00825%（税抜0.0075%）））は、信託財産から支払うことができるものとします。
- ⑤FTSE Saudi Arabia Indexについての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（純資産総額に対して0.03%）は、信託財産から支払うことができるものとします。

※上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上場投資信託（ETF）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託（ETF）の費用は表示しておりません。

※2025年7月8日現在。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「上場証券投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の差益（譲渡益）[※]については、譲渡所得として20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※売却価額、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益

②収益分配時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

売却時、解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限りまゝ。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

①受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時における源泉徴収はありません。受益権の取得価額と、売却価額、解約価額または償還価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

②収益分配金の受取り時

収益分配金については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収は行われません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年4月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2025年4月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株式		17,185,306,501	99.27
	内 サウジアラビア	17,185,306,501	99.27
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		126,073,538	0.73
純資産総額		17,311,380,039	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年4月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	AL RAJHI BANK サウジアラビア	株式 銀行	682,891	3,599.50 2,458,069,568	3,759.48 2,567,317,105	— —	14.83
2	SAUDI ARABIAN OIL CO サウジアラビア	株式 石油・ガス・消耗 燃料	2,006,300	961.77 1,929,604,166	977.00 1,960,172,153	— —	11.32
3	THE SAUDI NATIONAL BANK サウジアラビア	株式 銀行	1,014,378	1,234.11 1,251,860,119	1,356.00 1,375,500,625	— —	7.95
4	SAUDI TELECOM CO サウジアラビア	株式 各種電気 通信サー ビス	660,043	1,700.71 1,122,547,340	1,805.46 1,191,685,195	— —	6.88
5	ACWA POWER CO サウジアラビア	株式 独立系発 電事業 者・エネ ルギー販 売業者	75,061	12,607.78 946,353,325	12,249.74 919,478,034	— —	5.31
6	SAUDI ARABIAN MINING CO サウジアラビア	株式 金属・鉱 業	434,083	1,590.25 690,303,746	1,887.35 819,270,673	— —	4.73
7	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP サウジアラビア	株式 化学	313,573	2,270.16 711,862,135	2,338.72 733,361,327	— —	4.24
8	RIYAD BANK サウジアラビア	株式 銀行	511,315	1,117.94 571,620,258	1,171.26 598,886,641	— —	3.46
9	ALINMA BANK サウジアラビア	株式 銀行	426,807	1,089.37 464,952,448	1,112.22 474,706,695	— —	2.74
10	SAUDI BRITISH BANK サウジアラビア	株式 銀行	330,251	1,249.35 412,599,747	1,340.76 442,789,972	— —	2.56

11	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL SERVICES GROUP CO サウジアラビア	株式 ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス	35,568	10,558.54 375,546,435	10,939.44 389,094,286	— —	2.25
12	ELM CO サウジアラビア	株式 情報技術サービス	8,933	33,945.80 303,237,902	39,560.27 353,391,927	— —	2.04
13	ALMARAI CO JSC サウジアラビア	株式 食品	169,082	2,053.05 347,133,969	2,026.38 342,625,735	— —	1.98
14	ETIHAD ETISALAT CO サウジアラビア	株式 無線通信サービス	131,457	2,133.03 280,403,039	2,361.57 310,446,222	— —	1.79
15	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO サウジアラビア	株式 化学	81,270	3,847.08 312,653,004	3,816.61 310,176,544	— —	1.79
16	BANQUE SAUDI FRANSI サウジアラビア	株式 銀行	423,444	641.43 271,612,056	698.57 295,805,529	— —	1.71
17	BANK ALBILAD サウジアラビア	株式 銀行	256,084	1,101.43 282,060,975	1,104.60 282,872,947	— —	1.63
18	ARAB NATIONAL BANK サウジアラビア	株式 銀行	309,252	774.75 239,593,172	825.79 255,377,580	— —	1.48
19	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE INSURANCE CO サウジアラビア	株式 保険	25,823	6,193.43 159,933,046	6,437.20 166,228,073	— —	0.96
20	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEVELOPMENT CO サウジアラビア	株式 不動産管理・開発	184,381	814.36 150,153,285	860.83 158,721,433	— —	0.92
21	SAUDI ELECTRICITY CO サウジアラビア	株式 電力	272,339	556.87 151,658,998	571.34 155,600,887	— —	0.90
22	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE サウジアラビア	株式 保険	25,608	4,989.78 127,778,542	5,294.50 135,581,812	— —	0.78
23	RIYADH CABLES GROUP CO サウジアラビア	株式 電気設備	25,560	4,327.02 110,598,733	4,928.84 125,981,303	— —	0.73
24	SAUDI INVESTMENT BANK/THE サウジアラビア	株式 銀行	213,404	543.16 115,913,242	569.06 121,440,661	— —	0.70
25	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING CO サウジアラビア	株式 資本市場	16,724	7,343.75 122,816,908	7,046.64 117,848,174	— —	0.68
26	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL CO サウジアラビア	株式 化学	96,032	1,186.50 113,942,304	1,222.68 117,417,270	— —	0.68
27	BANK AL-JAZIRA サウジアラビア	株式 銀行	218,738	492.42 107,712,980	524.11 114,644,610	— —	0.66

28	JARIR MARKETING CO サウジアラビア	株式 専門小売り	204,867	487.55 99,883,315	482.21 98,790,841	— —	0.57
29	ARABIAN INTERNET & COMMUNICATIONS SERVICES CO サウジアラビア	株式 情報技術 サービス	8,705	10,398.56 90,519,551	10,825.17 94,233,174	— —	0.54
30	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO サウジアラビア	株式 ヘルスケア・プロ バイダー／ヘル スケア・サー ビス	33,099	2,670.10 88,377,937	2,807.23 92,916,605	— —	0.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率（％）
株式	99.27
合計	99.27

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年4月30日現在

業種	国内／外国	投資比率（％）
銀行	外国	37.72
石油・ガス・消耗燃料		11.55
化学		8.90
各種電気通信サービス		6.88
独立系発電事業者・エネルギー販売業者		5.31
金属・鉱業		4.73
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス		3.36
食品		2.70
情報技術サービス		2.59
保険		2.24
無線通信サービス		2.22
不動産管理・開発		1.71
専門小売り		1.37
電力		0.90
生活必需品流通・小売り		0.87
建設資材		0.76
メディア		0.73
電気設備		0.73
資本市場		0.68
エネルギー設備・サービス		0.68
ホテル・レストラン・レジャー		0.54
コングロマリット		0.45

商業サービス・用品	0.37
運送インフラ	0.34
航空貨物・物流サービス	0.34
医薬品	0.33
総合公益事業	0.26
合計	99.27

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2025年4月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （円）	東京証券取引所 市場相場
第1計算期間末 （2025年4月8日）	17,021	17,270	9,151	9,285	9,100
2024年12月末日	17,658	—	10,511	—	10,380
2025年1月末日	17,841	—	10,620	—	10,610
2月末日	18,774	—	10,094	—	9,941
3月末日	18,697	—	10,052	—	9,910
4月末日	17,311	—	9,307	—	9,245

（注）計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しています。

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	134

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△7.2

（注）収益率は期間騰落率です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	1,870,000	10,000

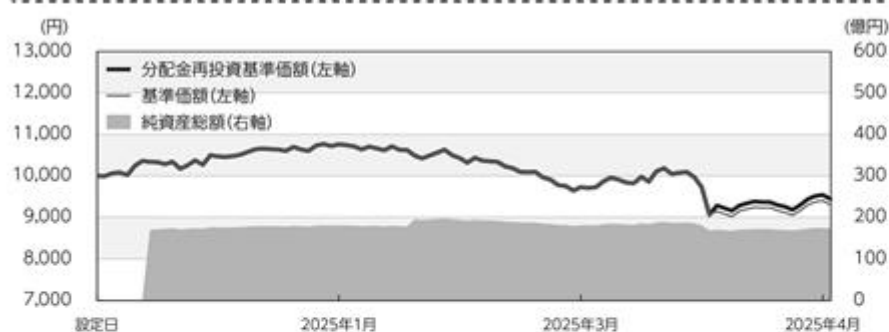
（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<<参考情報>>

データの基準日:2025年4月30日

基準価額・純資産の推移〈2024年12月4日～2025年4月30日〉



※基準価額は1口当たり・信託報酬控除後の価額です。設定当初の投資元本は10,000円(1口当たり)です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2024年12月4日)

分配の推移(税引前)

2025年 4月	134円
設定来累計	134円

※分配金は1口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	99.27
内 サウジアラビア	99.27
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	0.73
合計(純資産総額)	100.00

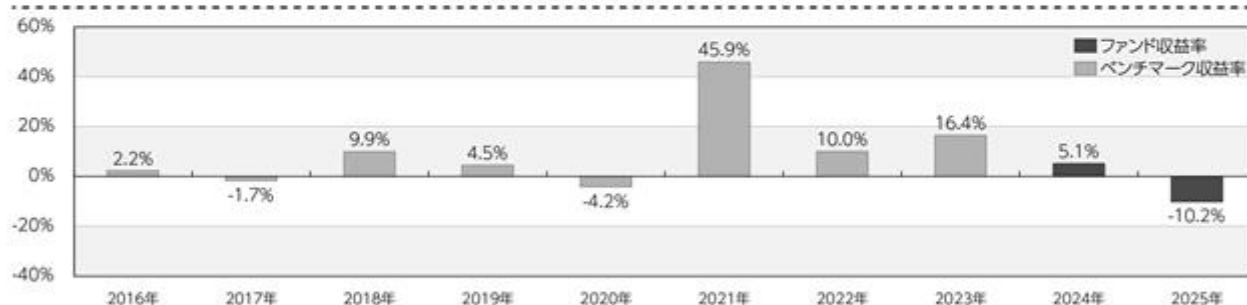
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	AL RAJHI BANK	株式	サウジアラビア	銀行	14.83
2	SAUDI ARABIAN OIL CO	株式	サウジアラビア	石油・ガス・消耗燃料	11.32
3	THE SAUDI NATIONAL BANK	株式	サウジアラビア	銀行	7.95
4	SAUDI TELECOM CO	株式	サウジアラビア	各種電気通信サービス	6.88
5	ACWA POWER CO	株式	サウジアラビア	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	5.31
6	SAUDI ARABIAN MINING CO	株式	サウジアラビア	金属・鉱業	4.73
7	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	株式	サウジアラビア	化学	4.24
8	RIYAD BANK	株式	サウジアラビア	銀行	3.46
9	ALINMA BANK	株式	サウジアラビア	銀行	2.74
10	SAUDI BRITISH BANK	株式	サウジアラビア	銀行	2.56

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	銀行	37.72
2	石油・ガス・消耗燃料	11.55
3	化学	8.90
4	各種電気通信サービス	6.88
5	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	5.31

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2024年は設定日から年末までの収益率、および2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※2023年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「FTSE Saudi Arabia Index(円換算ベース)」です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○ベンチマークの情報はあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

・お申込みの受付

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。

当初申込期間中のお申込みの受付は販売会社の営業時間中とし、継続申込期間中のお申込みの受付は、原則としてお申込受付日の午後3時40分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとして取扱います。

原則として、継続申込期間中において次の1.から4.に該当する場合は、お申込みの受付を行いません。ただし、次の1.から4.に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託会社が判断するときには、お申込みを受理することがあります。

1.お申込受付日が、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき

イ.お申込受付日当日から起算して、金曜日および土曜日を除く3暦日目の日までの期間にサウジアラビア証券取引所、サウジアラビアの銀行のいずれかの休業日に該当する日がある場合

ロ.お申込受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く2暦日目の日から3暦日目の日までの期間にニューヨークの銀行の休業日に該当する日がある場合

ハ.お申込受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く3暦日目の日までの期間に日本の営業日でない日がある場合

ニ.お申込受付日当日が、信託財産の円滑運営の観点から委託会社が別途指定する日に該当する場合

2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）

3.ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間

4.上記1.から3.のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託会社への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。委託会社は、分割

された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託会社への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託会社は、委託会社の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

・お申込価額

当初申込期間

受益権1口当たり10,000円とします。

継続申込期間

お申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。当ファンドの基準価額は1口当たりで表示されます。

<基準価額の照会方法等>

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・お申込手数料

販売会社が定める額とします。

※消費税等相当額がかかります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・お申込単位

10,000口以上10,000口単位とします。

※当初元本は1口当たり10,000円です。

・払込期日

当初申込期間

取得申込者は、当初申込期間中に、買付代金を販売会社に支払うものとします。

当初申込みにかかる申込金額の総額は、販売会社によって、設定日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

継続申込期間

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

・解約の受付

受益者（受益権の買取り販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則としてお申込受付日の午後3時40分までにお申込みが行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

原則として、次の1.から4.に該当する場合は、解約請求の受付を行いません。ただし、次の1.から4.に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託会社が判断するときには、解約請求を受付けることがあります。

1.解約請求受付日が、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき

イ.解約請求受付日当日から起算して、金曜日および土曜日を除く4暦日目の日までの期間にサウジアラビア証券取引所、サウジアラビアの銀行のいずれかの休業日に該当する日がある場合

ロ.解約請求受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く4暦日目の日がニューヨークの銀行の休業日に該当する場合

ハ.解約請求受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く2暦日目の日が日本の営業日でない日に該当する場合

ニ.解約請求受付日当日が、信託財産の円滑運営の観点から委託会社が別途指定する日に該当する場合

2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）

3.ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間

4.上記1.から3.のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。

受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。

＜解約価額の照会方法等＞

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

10,000口以上10,000口単位とします。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して7営業日目から販売会社の営業所等において支払います。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、当該清算機関が行う振替受益権の抹消にかかる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。ただし、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延した場合その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、解約代金の支払いを延期する場合があります。

・解約（買取り）手数料

販売会社が定める額とします。

※消費税等相当額がかかります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・受益権の買取り

販売会社は、次に該当する場合で受益者の請求があるときは、受益権を買取ります。

買取請求の受付は、原則としてお申込受付日の販売会社が定める時刻までに買取請求が行われ、かつ、買取請求の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、2.の場合の買取請求は、信託終了日の3営業日前までとします。

- 1.取引所売買単位未満の振替受益権
- 2.受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取請求の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りの受付を中止することおよびすでに受付けた受益権の買取りの受付を取り消すことができます。

受益権の買取りが中止された場合には、受益者は当該買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
株式	計算日 [※] における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

なお、当ファンドの基準価額は1口当たりで表示されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2024年12月4日（設定日）から無期限です。

※下記(5)その他イ、償還規定の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年4月9日から10月8日まで、および10月9日から翌年4月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2025年4月8日までとし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ.償還規定

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、信託契約締結日より3年を経過した日以降において受益権口数が20万口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中において次の1.から3.に該当することとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 2. FTSE Saudi Arabia Indexが廃止された場合
 3. FTSE Saudi Arabia Indexの計算方法の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が書面決議により否決された場合なお、1.に掲げる事由により信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。
- c. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. 上記c.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ.償還規定d.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示

示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.からe.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

- g. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. 信託契約の解約を行う場合には、書面決議において当該解約に反対した受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記c.に規定する書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款はa.からg.に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下ロ.信託約款の変更等c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがいます。
- i. 重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、上記b. に規定する書面に付記します。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の指定参加者契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

運用報告書は作成しません。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権および名義登録

受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式または同日から分配金領収証等により支払われます。なお、名義登録受益者が金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

（注）受託会社は、ファンドにかかる受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称および住所その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、

計算期間終了日および信託終了日現在において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権にかかる受益者として、その氏名または名称および住所その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

受益者は、ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り。）を経由して受益者名簿の名義登録を請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を徴することができます。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

(2)償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、原則として、信託終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、信託終了日現在の名義登録受益者に対して、受託会社または金融商品取引所の会員等から支払います。

(3)一部解約請求権および買取請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行または買取りの請求をすることができます。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2024年12月4日から2025年4月8日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【One ETF FTSE・サウジアラビア・インデックス】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 2025年4月8日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	67,360,005
コール・ローン	35,336,605
株式	16,955,216,698
未収入金	219,626,116
未収配当金	13,551,370
流動資産合計	17,291,090,794
資産合計	17,291,090,794
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	11,025
未払収益分配金	249,240,000
未払受託者報酬	2,574,922
未払委託者報酬	16,093,482
その他未払費用	2,082,491
流動負債合計	270,001,920
負債合計	270,001,920
純資産の部	
元本等	
元本	18,600,000,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,578,911,126
（分配準備積立金）	3,902,173
元本等合計	17,021,088,874
純資産合計	17,021,088,874
負債純資産合計	17,291,090,794

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2024年12月4日 至 2025年4月8日
営業収益	
受取配当金	147,784,280
受取利息	3,219,010
有価証券売買等損益	△1,646,921,101
為替差損益	△653,142,198
その他収益	152,731,069
営業収益合計	△1,996,328,940
営業費用	
受託者報酬	2,574,922
委託者報酬	16,093,482
その他費用	31,923,782
営業費用合計	50,592,186
営業利益又は営業損失（△）	△2,046,921,126
経常利益又は経常損失（△）	△2,046,921,126
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,046,921,126
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	720,610,000
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	720,610,000
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,360,000
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,360,000
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
分配金	249,240,000
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,578,911,126

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第1期
	自 2024年12月4日 至 2025年4月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 2025年4月8日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	100,000,000円 18,600,000,000円 100,000,000円
2. 受益権の総数	1,860,000口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,578,911,126円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自 2024年12月4日 至 2025年4月8日
1. その他費用	その他費用の内訳は、監査費用（57,229円）、ライセンス料（1,755,654円）、保管費用（23,500,098円）、外国株式権利に係る費用（3,956,613円）、その他（2,654,188円）となっております。
2. 分配金の計算過程	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当金等収益額（303,734,359円）及び配準備積立金（0円）の合計額から、経費（50,592,186円）を控除して計算される分配対象額は253,142,173円（1口当たり136円）であり、うち249,240,000円（1口当たり134円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2024年12月4日 至 2025年4月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2025年4月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 2025年4月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	△1,601,886,577

合計	△1,601,886,577
----	----------------

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	第1期 2025年4月8日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	258,556,200	—	258,567,225	△11,025
アメリカ・ドル	258,556,200	—	258,567,225	△11,025
合計	258,556,200	—	258,567,225	△11,025

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第1期 2025年4月8日現在
1口当たり純資産額	9,151円

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（１）株式

2025年4月8日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
サウジアラビア・リアル	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL CO	96,032	31.150	2,991,396.800	
	ALDREES PETROLEUM AND TRANSPORT SERVICES CO	17,072	132.000	2,253,504.000	
	JARIR MARKETING CO	204,867	12.800	2,622,297.600	
	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	25,608	131.000	3,354,648.000	

SAUDI REAL ESTATE CO	46,278	20.300	939,443.400	
ETIHAD ETISALAT CO	131,457	56.000	7,361,592.000	
SAUDI BRITISH BANK	330,251	32.800	10,832,232.800	
AL RAJHI BANK	682,891	94.500	64,533,199.500	
ARAB NATIONAL BANK	309,252	20.340	6,290,185.680	
BANK ALBILAD	213,404	34.700	7,405,118.800	
BANK AL-JAZIRA	174,991	16.160	2,827,854.560	
BANQUE SAUDI FRANSI	423,444	16.840	7,130,796.960	
RIYAD BANK	511,315	29.350	15,007,095.250	
SAUDI INVESTMENT BANK/THE	213,404	14.260	3,043,141.040	
SAUDI TELECOM CO	660,043	44.650	29,470,919.950	
SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	81,270	101.000	8,208,270.000	
SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	313,573	59.600	18,688,950.800	
SAUDI CEMENT CO	26,121	44.050	1,150,630.050	
SAUDI ELECTRICITY CO	272,339	14.620	3,981,596.180	
SAUDI INDUSTRIAL INVESTMENT GROUP	128,862	15.060	1,940,661.720	
SAUDIA DAIRY & FOODSTUFF CO	5,362	295.200	1,582,862.400	
SAVOLA GROUP	51,226	28.000	1,434,328.000	
YAMAMA CEMENT CO	34,571	38.300	1,324,069.300	
NATIONAL INDUSTRIALIZATION CO	114,199	8.800	1,004,951.200	
QASSIM CEMENT CO/THE	18,821	51.400	967,399.400	
ALMARAI CO JSC	169,082	53.900	9,113,519.800	
SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	13,658	163.800	2,237,180.400	
EMAAR ECONOMIC CITY	58,795	12.820	753,751.900	
SAHARA INTERNATIONAL PETROCHEMICAL CO	123,797	19.300	2,389,282.100	
ADVANCED PETROCHEMICAL CO	44,132	28.700	1,266,588.400	
SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	256,084	5.820	1,490,408.880	
DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEVELOPMENT CO	184,381	21.380	3,942,065.780	
RABIGH REFINING & PETROCHEMICAL CO	145,550	7.250	1,055,237.500	
MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO SAUDI ARABIA	153,434	11.320	1,736,872.880	
BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE INSURANCE CO	25,823	162.600	4,198,819.800	
ALINMA BANK	426,807	28.600	12,206,680.200	
ABDULLAH AL OTHAIM MARKETS CO	153,651	9.470	1,455,074.970	
SAUDI ARABIAN MINING CO	434,083	41.750	18,122,965.250	

ASTRA INDUSTRIAL GROUP CO	13,220	133.200	1,760,904.000	
AL RAJHI CO FOR CO-OPERATIVE INSURANCE	17,072	123.400	2,106,684.800	
MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	33,099	70.100	2,320,239.900	
UNITED ELECTRONICS CO	13,658	90.000	1,229,220.000	
SEERA GROUP HOLDING	50,698	22.320	1,131,579.360	
SAUDI AIRLINES CATERING CO	13,999	115.000	1,609,885.000	
DALLAH HEALTHCARE CO	14,240	125.000	1,780,000.000	
LEEJAM SPORTS CO JSC	8,778	137.400	1,206,097.200	
SAUDI ARABIAN OIL CO	2,006,300	25.250	50,659,075.000	
ARABIAN CENTRES CO	81,093	19.700	1,597,532.100	
DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL SERVICES GROUP CO	35,568	277.200	9,859,449.600	
ACWA POWER CO	75,061	331.000	24,845,191.000	
BINDAWOOD HOLDING CO	101,949	5.980	609,655.020	
SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	17,578	96.200	1,691,003.600	
ARABIAN INTERNET & COMMUNICATIONS SERVICES CO	8,705	273.000	2,376,465.000	
NAHDI MEDICAL CO	16,710	111.000	1,854,810.000	
SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING CO	16,724	192.800	3,224,387.200	
RIYADH CABLES GROUP CO	25,560	113.600	2,903,616.000	
ELM CO	8,933	891.200	7,961,089.600	
ARABIAN CONTRACTING SERVICES CO	6,688	115.600	773,132.800	
ARABIAN DRILLING CO	9,303	84.200	783,312.600	
POWER & WATER UTILITY CO FOR JUBAIL & YANBU	26,131	41.650	1,088,356.150	
JAMJOOM PHARMACEUTICALS FACTORY CO	9,518	145.600	1,385,820.800	
ADES HOLDING CO	151,487	14.260	2,160,204.620	
SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	8,362	175.000	1,463,350.000	
THE SAUDI NATIONAL BANK	1,014,378	32.400	32,865,847.200	
DR SOLIMAN ABDEL KADER FAKEEH HOSPITAL CO	18,423	46.100	849,300.300	
SAUDI GROUND SERVICES CO	31,113	47.800	1,487,201.400	
サウジアラビア・リアル 小計	11,110,278		429,899,003.500 (16,955,216,698)	
合計	11,110,278		16,955,216,698 (16,955,216,698)	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

（注）

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
サウジアラビア・リアル	株式 66銘柄	99.61	100.00

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年4月30日現在

I	資産総額	17,566,349,782円
II	負債総額	254,969,743円
III	純資産総額（I－II）	17,311,380,039円
IV	発行済数量	1,860,000口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	9,307円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年4月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数 [※]	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年4月30日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年4月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,505,789,935,720
追加型株式投資信託	763	16,510,704,789,201
単位型公社債投資信託	20	29,004,681,244
単位型株式投資信託	190	994,512,939,016
合計	999	19,040,012,345,181

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,183	40,201
有価証券	—	0
金銭の信託	28,143	31,340
未収委託者報酬	19,018	19,595
未収運用受託報酬	3,577	4,015
未収投資助言報酬	315	359
未収収益	6	11
前払費用	1,510	1,758
その他	2,088	2,106
流動資産計	95,843	99,390
固定資産		
有形固定資産	1,093	1,361
建物	※1 918	※1 841
器具備品	※1 130	※1 352
リース資産	※1 5	※1 3
建設仮勘定	39	163
無形固定資産	4,495	3,771
ソフトウェア	2,951	2,740
ソフトウェア仮勘定	1,543	1,030
電話加入権	0	0
投資その他の資産	8,935	9,039
投資有価証券	184	183
関係会社株式	4,447	4,037
長期差入保証金	768	760
繰延税金資産	3,406	3,842
その他	128	215
固定資産計	14,524	14,172
資産合計	110,368	113,562

（単位：百万円）

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	102,113		112,281	
運用受託報酬	17,155		17,981	
投資助言報酬	2,211		2,374	
その他営業収益	26		30	
営業収益計		121,507		132,668
営業費用				
支払手数料	44,366		49,384	
広告宣伝費	329		401	
公告費	0		0	
調査費	35,468		39,013	
調査費	13,277		14,703	
委託調査費	22,190		24,309	
委託計算費	558		522	
営業雑経費	823		774	
通信費	36		38	
印刷費	598		538	
協会費	65		67	
諸会費	44		47	
支払販売手数料	78		81	
営業費用計		81,545		90,097
一般管理費				
給料	10,763		11,477	
役員報酬	164		181	
給料・手当	9,425		10,148	
賞与	1,173		1,147	
交際費	34		59	
寄付金	15		12	
旅費交通費	162		246	
租税公課	489		668	
不動産賃借料	1,030		1,085	
退職給付費用	412		421	
固定資産減価償却費	1,567		1,457	
福利厚生費	46		57	
修繕費	1		0	
賞与引当金繰入額	1,927		2,198	
役員賞与引当金繰入額	52		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,379		3,261	
事務用消耗品費	46		43	
器具備品費	3		2	
諸経費	240		313	
一般管理費計		20,172		21,366
営業利益		19,788		21,204

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
営業外収益				
受取利息	4		12	
受取配当金	※1 899		※1 450	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	18		11	
時効後支払損引当金戻入額	35		7	
営業外収益計		959		482
営業外費用				
為替差損	19		39	
金銭の信託運用損	1,008		329	
早期割増退職金	6		6	
雑損失	0		—	
営業外費用計		1,034		374
経常利益		19,712		21,312
特別利益				
固定資産売却益	—		※2 6	
特別利益計		—		6
特別損失				
固定資産除却損	6		13	
関係会社株式評価損	1,362		31	
減損損失	※3 231		—	
関係会社清算損	—		25	
特別損失計		1,601		70
税引前当期純利益		18,111		21,247
法人税、住民税及び事業税		5,769		7,356
法人税等調整額		△510		△435
法人税等合計		5,258		6,920
当期純利益		12,852		14,326

（３）【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							△ 10,855	△ 10,855	△ 10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			△ 10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	△0	△0	84,318

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
受取配当金	895	438

※2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
ソフトウェア	—	6

※3. 減損損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度については、該当事項ありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種 類株式					

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金（財 産）の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に其他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

第40期（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,340	31,340	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	—
資産計	31,342	31,342	—

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

第40期（2025年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	40,201	—	—	—
(2) 有価証券	0	—	—	—
(3) 金銭の信託	31,340	—	—	—
(4) 未収委託者報酬	19,595	—	—	—
(5) 未収運用受託報酬	4,015	—	—	—
(6) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	0	—	—
合計	95,154	0	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券	—	0	—	0
(2) 金銭の信託	—	31,340	—	31,340
(3) 投資有価証券 其他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,342	—	31,342

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	182	182
関係会社株式		
非上場株式	4,447	4,037

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第39期（2024年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第40期（2025年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円（関係会社株式31百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,698	2,760
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	9	18
退職給付の支払額	△246	△321
退職給付債務の期末残高	2,760	2,759

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759
未積立退職給付債務	2,760	2,759
未認識数理計算上の差異	△40	△44
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715
退職給付引当金	2,719	2,715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14
過去勤務費用の費用処理額	△0	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額（一括償却資産）	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額（税法上）	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,406	3,842
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	3,406	3,842

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.44 %	△0.64 %
税制非適格現物配当益金算入項目	—	3.56 %
税率変更による影響	—	△0.18 %
その他	△0.14 %	△0.79 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04 %	32.57 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円

取得原価 144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれん金額 76,224百万円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	47,640百万円	43,829百万円
顧客関連資産	17,109百万円	13,661百万円

(2) 損益計算書項目

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△7,649百万円	△7,259百万円
経常利益	△7,649百万円	△7,259百万円
税引前当期純利益	△7,649百万円	△7,259百万円
当期純利益	△6,474百万円	△6,298百万円
1株当たり当期純利益	△161,850円28銭	△157,468円47銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という。親会社）及び第一生命ホールディングス株式会社（その他の関係会社）へ以下の現物配当を行いました。

1. 取引の概要

(1) 取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3) 取引の総額

575百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬（注）	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	22,567億円	持株会社	(被所有) 直接 51%	—	持株会社	現物配当	402	-	-
その他の関係会社	第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区	3,443億円	持株会社	(被所有) 直接 49%	—	持株会社	現物配当	172	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 現物配当の詳細については、（株主資本等変動計算書関係）2. 配当に関する事項及び（企業結合等関係）（共通支配下の取引等）に記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社の	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
子会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職 業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼 任 等	事業上 の 関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行 業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,048	未払 手数料	1,976
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券 業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	20,086	未払 手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額	321,310円79銭	358,173円51銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2024年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
東洋証券株式会社	13,494	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
パークレイズ証券株式会社	(※1) 38,945	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,905	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2024年3月末日現在

(※1) 2023年12月31日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2)信託財産の計算
- (3)信託財産に関する報告書の作成
- (4)その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1)募集販売の取扱い
- (2)追加設定の申込事務
- (3)信託契約の一部解約事務
- (4)受益権の買取りに関する事務
- (5)信託終了時の取扱い
- (6)その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

※持株比率5%以上を記載します。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は提出されていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真弓
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているOne ETF FTSE・サウジアラビア・インデックスの2024年12月4日から2025年4月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、One ETF FTSE・サウジアラビア・インデックスの2025年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。